

貧困が拡大する中で、「財政危機」の名のもとに、子育て、教育、医療、介護、住宅等、様々な分野で社会保障の切り下げが行われ、その一方で、一部の富裕層や大企業に富が集中し、格差が拡大しています。

広がる貧困と格差を是正するためには、富裕層や大企業に対する課税を適正化し、公正な税制の確立や社会保障制度を充実させることにより、富を再分配することをめざす市民運動を広げていくことが必要です。また、国民が税に関する正確な情報にアクセスでき、税制のあり方や用途の決定に実質的に参画できるシステムが構築されなければなりません。

私たちは、今般、社会保障の充実を目指し、不公正税制の是正、所得再分配の強化、税制の透明化等に向けた取り組みを進めるため、市民連絡会を設立し、この問題に関心のある多くの市民・団体のみなさんに、参加を呼びかけます。



公正な税制を求める市民連絡会共同代表 宇都宮 健児

参加呼びかけ人

宇都宮 健児

元日本弁護士連合会会長・弁護士。共同代表

山根 香織

主婦連合会。共同代表

菅井 義夫

退職者連合。共同代表

雨宮 処凛

作家・市民活動家。共同代表

新里 宏二

ブラック企業被害対策弁護団副代表・弁護士

赤石 千衣子

反貧困ネットワーク世話人

水谷 英二

奨学金問題対策全国会議幹事・司法書士

脇田 滋

非正規労働者の権利実現全国会議代表幹事・大学教授

尾藤 廣喜

生活保護問題対策全国会議代表幹事・弁護士

竹下 義樹

日本盲人会連合会長・弁護士

柴田 武男

聖学院大学教授

大内 裕和

奨学金問題対策全国会議共同代表・大学教授

稲葉 剛

住まいの貧困に取り組むネットワーク世話人

竹信 三恵子

ジャーナリスト・和光大学教授

ほか

公正な税制を求める市民連絡会

facebook

公正な税制を求める市民連絡会



検索 <https://www.facebook.com/tax.justice.jp>

【事務局連絡先】 弁護士 猪股 正 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

公正な税制を求める市民連絡会規約

第1条(名称)

本会は、公正な税制を求める市民連絡会と称する。

第2条(対象)

本会は、公正な税制を提言し、市民の社会保障の充実に資するための社会システムを再構築する問題全般を取り扱うものとする。

第3条(目的)

本会は、

- 1 日本の税制に関する実態調査、研究
- 2 真に市民にあるべき税制の意見表明・立法運動
- 3 税の使途、所得の再分配の監視
- 4 第1項、2項、3項の課題についての諸団体との連携
- 5 第1項、2項、3項の課題に対する情報交換並びに教育を図ることを目的とする。

第4条(運動計画)

本会は、

- 1 税制度、税制改革及びこれに関するシンポジウム、研究会、集会等の開催
- 2 第1項、活動についてのパンフレット、報告書等の作成、配布
- 3 適宜立法、行政等に対する具体的運動
- 4 その他、以上の目的を達成するのに必要な活動を行なう。

第5条(構成員)

本会は、団体会員、個人会員をもって構成する。

ただし、本会の目的に明らかに反すると認められるものは除く。

第6条(入会)

本会への入会は、入会申込書の提出と会費を添えて行ない、事務局会議の承認を得るものとする。

第7条(役員)

本会は、共同代表若干名、幹事若干名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、会計監査1名を置くこととする。役員は兼任できるものとする。

第8条(任期)

- 1 役員は会員総会で選任される。
- 2 役員任期は1年とし再任を妨げないものとする。

第9条(意思決定)

- 1 (1)会員総会は出席者の過半数の議決により役員を選任・解任、決算の承認、目的の変更と解散の意思決定を行なう。
(2)会員総会は、年1回開催され、共同代表がこれを招集する。
- 2 (1)事務局会議は、共同代表、幹事、事務局長、事務局次長、で構成する。
(2)事務局会議は、共同代表により随時招集され、本会の運営、情報交換並びに必要な運動を議決する。議決は出席者の過半数により行なう。会員は、共同代表に対し事務局会議の招集を求め、また自由に事務局会議に参加し、発言をすることができる。

第10条(事務局長らの職務)

- 1 事務局長並びに幹事は、会員の名簿の作成、会員間の連絡、情報の交換並びに会計を担当し、事務局次長はその補佐をする。
- 2 会計監査は、会計監査を行ない、総会に報告する。

第11条(退会)

会員はいつでも退会することができる。

第12条(除名)

事務局会議は、本会の趣旨・目的に反する行動を行なった会員に対し、退会勧告をし、又は除名することができる。

第13条(会計)

- 1 本会の会計は、会員からの下記年会費、任意の寄付金並びに本会発行の各種出版物の販売代金等をもって充てる。
団体会員 1口1万円
個人会員 1口2000円
学生 1口500円
- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第14条(事務局)

本会の事務局は埼玉総合法律事務所(さいたま市浦和区岸町7-12-1東和ビル4階)に置く。

第15条(個人情報保護)

本会は、個人情報保護のため、会員名簿並びに役員名簿は外部に公表しないものとする。

第16条(附則)

本規約は、平成27年5月16日結成総会の承認により発効するものとする。

年会費

●団体1口／1万円 ●個人1口／2,000円 ●学生1口／500円

会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までです。年の中途で入会した場合も、年会費の月割りはありません。

振込先

ゆうちょ銀行

【口座名義】公正な税制を求める市民連絡会 (コウセイナゼイセイヨモトメルシミンレンラクカイ)

ゆうちょ銀行から振込みの場合 記号番号：10160 - 446381

他行からゆうちょ銀行へ振込みの場合 ゼロイチハチ(018)支店 普通預金口座 口座番号：0044638



キリトリ

入会申込書

FAX: 048-866-0425

氏名・名称		職業	
住所	〒		
TEL		FAX	
E-mail		年会費 振込額	団体 1万円 個人 2,000円 × 学生 500円 □ 円